

3. 「暮らし」と「健康」づくり



外国人住民の受入れ環境整備

- ▶ 滋賀県で暮らし、働き、学ぶすべての人が、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる多文化共生の地域社会を目指す

【提案・要望先】法務省

1. 提案・要望内容

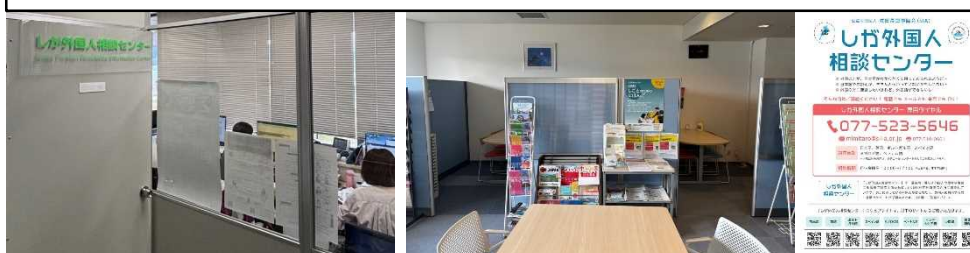
外国人住民向け相談体制への支援強化

- 国の「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」および「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」に基づく外国人向け相談体制強化に向け、一層の充実と恒常的かつ十分な財政措置を講じること

2. 提案・要望の理由

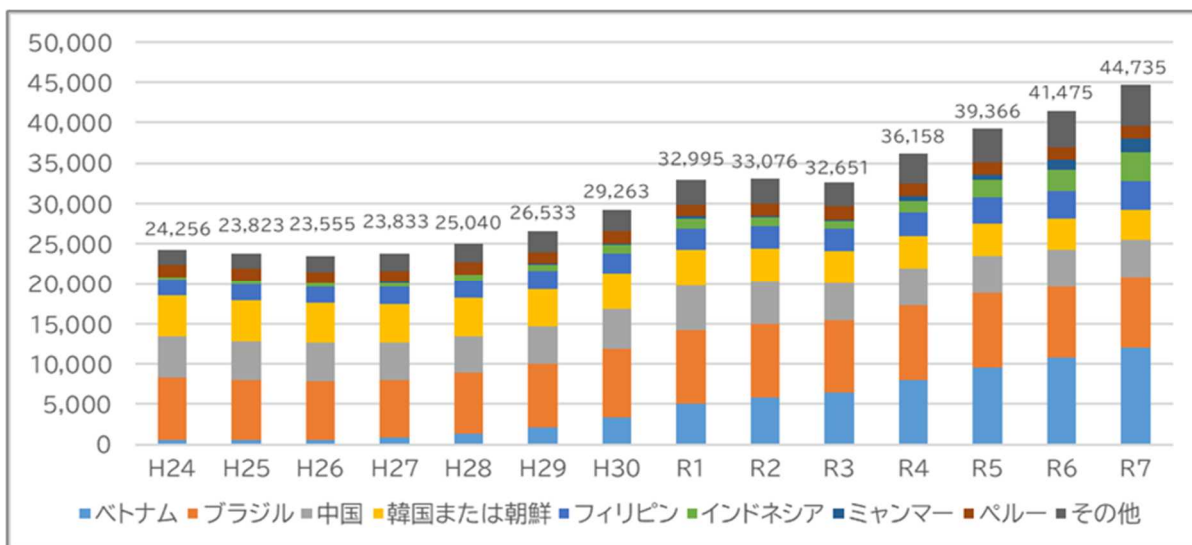
- 「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」において、外国人向け相談体制の強化は、重点事項の一つに位置付けられ、外国人受入環境整備交付金を活用した一元的相談窓口の設置を促進するための方策を検討・実施するとされている。
- 国、本県ともに、外国人人口が4年連続で最多を更新している中、多文化共生の地域社会を目指していく上で外国人住民の様々な相談や適切な情報提供に多言語で対応することが重要であり、本県では「外国人受入環境整備交付金」を活用し、ワンストップ相談窓口である「しが外国人相談センター」を設置・運営している。
- しかしながら、令和6年度以降、外国人受入環境整備交付金は、地方自治体からの申請額が予算額を超過することから大幅な減額が続いている。
- 相談窓口での対応内容は多岐にわたり、相談員は単なる通訳や相談のみならず課題解決に向けたソーシャルワーカーの役割も果たしており、現状の相談体制が維持できなければ、外国人県民のセーフティネットとしての機能を担うことができなくなることから、相談体制強化について、恒常的かつ十分な財政措置を講じるよう求める。

「しが外国人相談センター」の設置・運営



(本県の取組状況と課題)

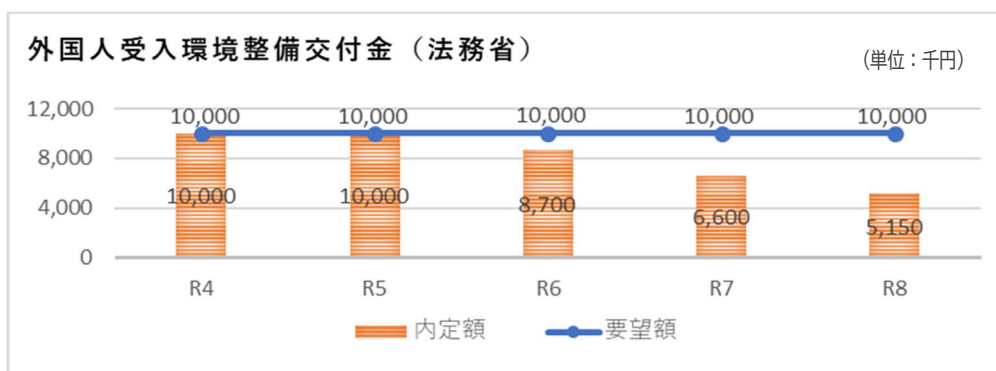
- 令和7年12月末時点で、本県の外国人人口は44,735人となり、4年連続で過去最多を更新。国・地域別では、99の国・地域となっており、多国籍化が進展。



県「外国人の住民基本台帳人口調査」

- 「しが外国人相談センター」の状況
 - ・相談員・通訳員の配置(6名):ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、英語、フィリピン語(タガログ語)
 - ・電話等を介した対応:英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語、フランス語等
 - ・年間相談件数:R2年度1,603件、R3年度2,205件、R4年度2,032件、R5年度1,499件、R6年度1,273件、R7年度1,185件(4月~12月)

- 本県の「外国人受入環境整備交付金」の状況



- 課題
 - ・外国人住民の抱える問題は多国籍化や高齢化などの影響もあり複雑化している。相談内容は、雇用、医療、教育や住宅など様々な分野にまたがる。相談員は適切な解決策を提供するために、高い専門性と柔軟な対応能力が必要である。
 - ・外国人住民が母国語で様々な相談ができる支援窓口として、セーフティネットとしての役割を担うことが求められている。
 - ・多様な背景を持つ外国人住民に寄り添った支援を行うため、関連機関等との連携が重要である。

担当: 総合企画部 国際課 TEL 077-528-3063



地域からのジェンダー平等の推進

- ▶ 地域の実情・特性を踏まえたジェンダー・ギャップ解消の取組を地域から着実に進めることで、すべての人にとって生きやすい社会、活躍できる社会、持続可能な社会を実現する

【提案・要望先】 内閣府

1. 提案・要望内容

(1) ジェンダー・ギャップ解消に向けた拠点機能体制の確保にかかる支援

- 住民に身近な市町において、ジェンダー・ギャップ解消の取組が促進されるよう、その地域の実情や特性を踏まえた取組を展開するための拠点機能を担う体制の確保・運営にかかる新たな財政的支援の制度を創設すること。

2. 提案・要望の理由

(1) ジェンダー・ギャップ解消に向けた拠点機能体制の確保にかかる支援

- 少子化、人口減少が進む中、我が国が持続的に発展していくためには、誰もが個性や能力を発揮し一人ひとりが幸せを感じる社会の実現を図っていくことが重要であるが、その達成のためにはジェンダー平等の実現が欠かせない。
- 特に地方にとっては若い世代(特に女性)が地元を離れる要因の一つとして、地域に根強く存在する固定的な役割分担意識による生きづらさがあると考えられる中、地域におけるジェンダー・ギャップ解消は喫緊の課題。
- 地方公共団体において男女共同参画センターとしての機能を担う体制の確保を努力義務化した法律が施行され1年近くになるが、県内では新たに拠点機能を担う体制を整備する予定の市町はない。市町へのヒアリングでは、地域の多様な住民が参画し、男女共同参画を進める拠点機能整備の重要性は認識しているものの、整備に係る施設改修費や相談に必要な臨床心理士等の資格を持った専門人材の確保および人件費等の財政負担が大きな課題であるとの回答を得ている。



《草津市立男女共同参画センター（R3.5設置）》

- 地域において男女共同参画社会の形成の促進に資する男女共同参画センターとしての拠点機能体制を確保・運営するため、施設改修費や相談に必要な専門人材の確保および人件費等、拠点機能体制の立ち上げおよび運営初期に係る新たな財政的支援制度の創設を求めるもの。

(本県の取組状況と課題)

(1) パートナーシッププラン 2030 策定(計画期間 R8.4.1~R13.3.31)

基本理念：一人ひとりが幸せ感じる滋賀へ

～男女共同参画で誰一人取り残さない、ジェンダー平等社会を目指して～

目指す姿 (基本理念を4つの目指す姿として具体化したもの)

- I 性別にかかわらず一人ひとりが多様な選択ができる社会
- II 性別にかかわらず一人ひとりが安全・安心に暮らせる社会
- III 性別にかかわらず一人ひとりが働く場で活躍できる社会
- IV 性別にかかわらず一人ひとりが地域や家庭生活などあらゆる分野で活躍できる社会

➔ **重点** 地域における男女共同参画

男女共同参画に取り組むキーパーソン(人材や団体)の育成など

(2) 本県の取組(地域における男女共同参画)

- ジェンダー平等債を発行し、全県で男女共同参画意識を醸成。
- 大学生等若い世代を含む多様な主体が交流し、学びを深め、地域におけるジェンダー平等を推進する事業を実施。地域における男女共同参画の取組を担うキーパーソンを育成。
- 県内の相談員を対象とした研修の実施による専門スキルの向上。
- 市町の男女共同参画担当職員を対象に効果的な取組推進に向けた講座開催およびネットワークづくりを支援。
- 自治会等地域の様々な活動における方針決定過程における男女共同参画推進にむけた啓発セミナーの開催など。

(3) 拠点の設置状況

施設名	運営方法	設置年月
滋賀県立男女共同参画センター	直営	昭和61年11月
大津市男女共同参画センター	直営	平成14年4月
彦根市男女共同参画センター	直営	平成15年10月
草津市男女共同参画センター	直営	令和3年5月
高島市働く女性の家	指定管理	平成15年4月
米原市男女共同参画センター	指定管理	平成18年4月

県内19市町のうち
5市が設置済
(設置率26.3%)



《県立男女共同参画センター (S61.11 設置)》



《大学生等の若い世代と知事との意見交換会》

担当： 商工労働部 女性活躍推進課 TEL 077-528-3770



外国籍生徒等への修学支援の拡充

- 国籍等により区別することなく、いわゆる高校無償化を実現する

【提案・要望先】 文部科学省

1. 提案・要望内容

外国籍・外国人学校生徒への修学支援の拡充

- 高等学校等就学支援金新制度の対象外となった一部の外国籍および外国人学校の生徒が、新制度と同等の水準で支援が受けられるよう制度を見直すこと

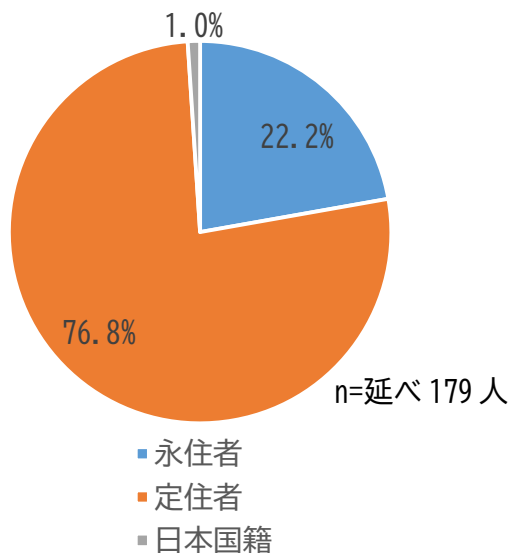
2. 提案・要望の理由

- 令和8年4月から、留学等の我が国に定着することが見込まれない在留資格者は、高等学校等就学支援金制度の対象外になるとともに、各種学校のうち外国人学校を指定する制度が廃止されたことにより、外国人学校の生徒は国籍や在留資格に関わらず制度の対象外となった。
- 在校生（留学生を含む）については、在学関係が続く限り旧制度による支援が継続されるものの、令和8年4月以降の新入生については、一部の外国籍生徒や外国人学校の生徒において、収入要件の撤廃や支援額の拡充が適用されず、同じ高校段階の生徒であっても修学支援に差が生じている。
- 新制度の目的に「我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材の育成に資する」とあるが、本県に所在する外国人学校の生徒は、在留資格が永住者または定住者であり、大半が卒業後も日本国内で就労や進学をするなど、日本社会の中で生活基盤を築いている実態がある。
- このため、国籍等で区別することなく、日本社会に根付いて生活し、地域社会や産業を支える外国人の子どもが安心して学べる環境を整えることが必要である。

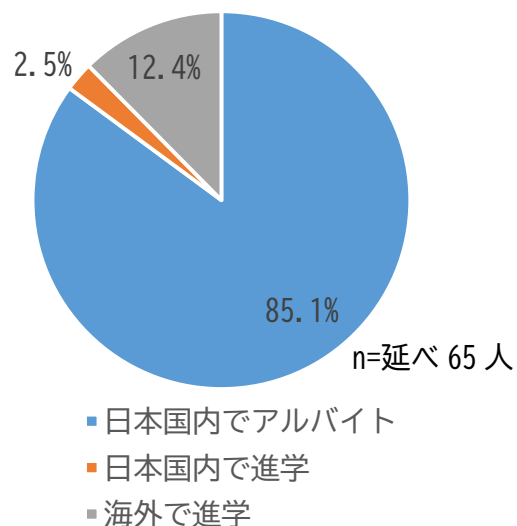
(本県の取組状況と課題)

(1) 外国人学校生徒の状況

○ 在校生の在留資格（過去3年平均）



○ 卒業後の進路状況（過去3年平均）



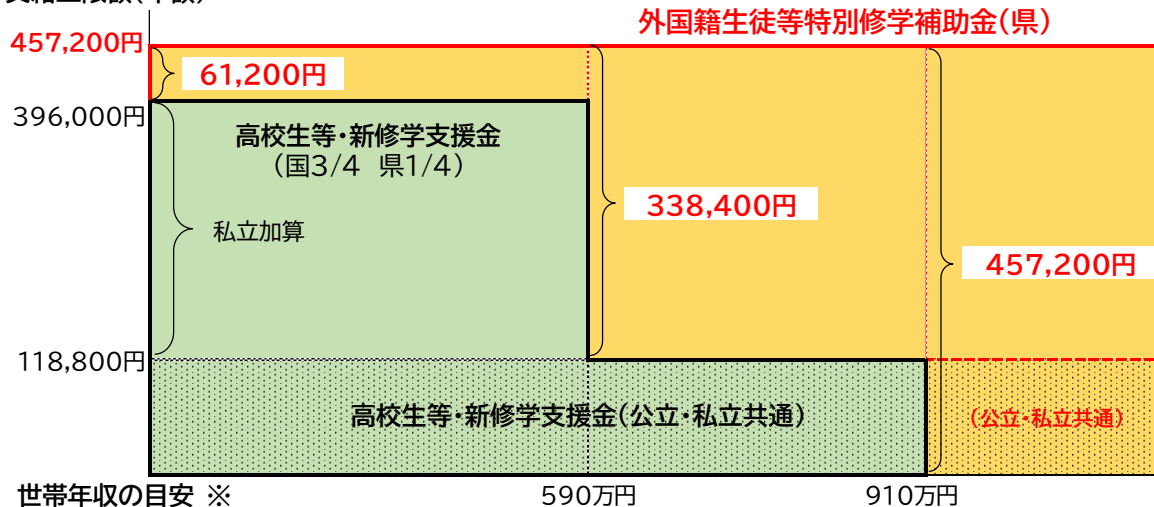
(2) 本県の取組状況

○ 国籍等によって区別することなく、本県で学ぶ子どもたちが同等の水準で支援が受けられるよう、本県独自で追加の支援を行う補助制度を創設

○ 令和8年度当初予算として、15,041千円を計上

（県内私立高等学校等の外国籍生徒15人、外国人学校生徒69人を見込む）

支給上限額(年額)



担当：子ども若者部子ども若者政策・私学振興課私学振興係
TEL：077-528-3271

罪を犯した人の更生の推進

3 すべての人に健康と福祉を



11 住み続けられるまちづくりを



16 平和と公正をすべての人に



- ▶ 大津市保護司殺害事件や保護司法の改正を踏まえ、保護司の活動環境等を改善し、更生保護や再犯防止の取組をより充実させるため、財政支援をお願いしたい。

【提案・要望先】法務省

1. 提案・要望内容

(1) 更生保護施設光風寮の建替に係る支援

- 老朽化に伴う更生保護施設の建替に係る支援の充実

(2) 充実した再犯防止推進施策による地域で支える社会の実現

- 社会が多様化する中、罪を犯した人が持つ複雑・複合的な課題に対し、保護司が地域の医療・福祉・就労・教育等の関係者・関係機関とネットワークを構築し、地域社会全体で「息の長い支援」を実施するため、より一層の財政支援

2. 提案・要望の理由

(1) 更生保護施設光風寮の建替に係る支援の充実

- 竣工後 40 年以上経過し、老朽化が進んでおり、貴省の「更生保護施設整備 5 か年計画」においても令和 10 年度の建替が検討されているところ。
- 当該施設は、本県唯一の更生保護施設であり、収容率も高く、矯正施設退所者等が社会参加するうえで重要な施設であるが、委託費や寄付等を主な財務基盤とする更生保護法人が現在の国の補助事業の利用で建替費用を捻出することは困難。補助事業の制度を見直し、支援の充実や新たな加算の創設などにより手厚い支援が必要。

(2) 充実した再犯防止推進施策による地域で支える社会の実現

- 地方公共団体の再犯防止推進施策に対しては、「地域再犯防止推進交付金」により、国の支援が行われているところ。
- 本県では、保護司殺害事件を受け、保護司との意見交換など経て、今年度より保護司を始め福祉、就労、医療・教育、教誨師の関係者等がネットワークを作り、地域の社会資源を提供し合い連携を図る「滋賀 KANAME プロジェクト」など、地域全体で罪を犯した人を支える仕組みづくりに対する支援を独自に開始。
- 法改正に伴う地方公共団体の保護司会等への協力の努力義務化も踏まえ、今後、各地域においてネットワークの構築・拡充を推進するうえで、本事業はモデルとなりうると考えているため、国補助事業において特段の配慮をお願いしたい。

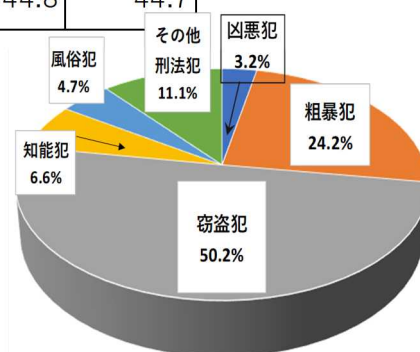
(本県の取組状況と課題)

(1) 本県における再犯の状況

- ・令和6年における刑法犯検挙総数 2,397 人のうち再犯者は 1,071 人となっており、再犯者率は 44.7%と高止まりしている。(全国 R6 : 46.2%)

年次	R2	R3	R4	R5	R6
刑法犯検挙総数(人)	1,807	1,893	2,146	2,447	2,397
再犯者(人)	834	868	938	1,097	1,071
再犯者率(%)	46.2	45.9	43.7	44.8	44.7

- ・再犯者を罪種別に見ると最も多いものは「窃盗犯」で、全体の約5割、次に多いものは「粗暴犯」で、全体の約2割となっており、過去3年間においても同様の傾向となっている。



(2) 更生保護施設光風寮の状況

- ・昭和55年に竣工。定員20名
- ・県内唯一の更生保護施設(職員18名)
- ・令和6年度の収容率90.2%



(3) 本県における再犯防止の取組

- ① 保健医療・福祉、就労、居住等の切れ目のない支援
 - ・地域における再犯防止の推進に資する事業を継続実施
 - ・県地域福祉支援計画における再犯防止の取組に関する記載の充実
- ② 県と更生保護協力組織との連携強化
 - 保護観察終了者等へのフォローアップ支援 (R4~)
 - 新たに令和8年度より、様々な地域の関係者が連携し、立ち直りを支える「滋賀 KANAME プロジェクト」等の地域支援ネットワークの構築・拡充を推進
令和8年度予算額 5,650 千円 (国庫 1,500 千円 一般財源 : 4,150 千円)
- ③ 市町における取組の促進
 - ・県内19市町すべてで再犯防止推進計画が策定済
- ④ 協力雇用主の増、幅広い業種からの登録促進
- ⑤ 更生保護に関する啓発活動
 - ・法務省、保護観察所と連携した啓発の実施

担当：健康医療福祉部
健康福祉政策課
企画調整係
TEL 077-528-3519



障害者の地域生活支援のための基盤整備等の充実

- 重度障害や医療的ケアなど障害のある方が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指していく

【提案・要望先】厚生労働省

1. 提案・要望内容

(1) 障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保

- 障害福祉計画による障害福祉サービス事業所等の整備を計画的かつ確実に実施するため、一定規模の予算の確保

(2) 地域生活支援事業費補助金の財源の確保

- 障害の特性や地域の状況に応じて実施する地域生活支援事業を実施するための必要な財源の確保

(3) 共生社会の理念等を広く普及啓発するための事業の継続

- 各都道府県で共生社会の実現を目指した啓発事業の継続・充実

2. 提案・要望の理由

(1) 障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保

- 県障害福祉計画における整備目標の達成や、重度障害のある方が利用する事業所等の整備を計画的に進めるためには、施設整備にかかる予算の確保が必要。

(2) 地域生活支援事業費補助金の財源の確保

- 地域生活支援事業については、県と市町の国庫補助金の交付額が所要額の6割程度にとどまっております、安定的、継続的な事業実施のための十分な財源確保が必要。
- 特に市町からニーズの高い移動支援事業や日中一時支援事業について、柔軟かつ安定した仕組みへしていくための検討が必要。

(3) 共生社会の理念等を広く普及啓発するための事業の継続

- 平成28年に発生した「津久井やまゆり園」事件を踏まえ、全国で研修やフォーラムを開催してきたが、共生社会の理念を浸透させる取組は道半ば。障害福祉従事者等に加え、経済界などの広く社会への理念普及に力を入れていくことが必要。

(本県の取組状況と課題)

(1)障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保

- 社会福祉施設整備費国庫補助金については、令和2年度までは高い内示率で採択いただいていたが、令和3年度以降は施設整備補助に係る当初予算が大幅に減額しており、「滋賀県障害者プラン 2021」に基づく計画的な整備が困難な状況。

◇国庫補助等の推移

約1/4

(単位:億円)

	R2 当初	R2 補正	R3 当初	R3 補正	R4 当初	R4 補正	R5 当初	R5 補正	R6 当初	R6 補正	R7 当初	R7 補正
国予算額	174	82	<u>48</u>	85	<u>48</u>	99	<u>45</u>	101	<u>45</u>	108	50	101
採択/協議	11/11	6/6	<u>1/7</u>	3/3	<u>1/9</u>	1/6	<u>1/5</u>	2/3	<u>1/3</u>	3/3	1/4	1/2
内示率	100%	100%	14%	100%	22%	28%	44%	59%	44%	100%	25%	50%

- 特に重度障害者が利用できるグループホームを求める要望が多くあり、それに応えるべく整備計画を立てようとする法人があるが、目処が立たない状況が続いているため、R8年度までの緊急的な措置として県独自のグループホーム整備に取り組んでいる。

(2)地域生活支援事業費補助金の財源の確保

◇国庫補助(交付決定額(県事業・市町事業計))

(単位:千円)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
国庫所要額	1,241,613	1,256,081	1,280,411	1,296,576	1,304,284	1,301,995
国庫受入額	768,709	793,724	787,225	813,056	717,973	710,435
充足率	61.9%	63.2%	61.5%	62.7%	55.0%	54.6%

- 特に移動支援事業および日中一時支援事業は、市町の地域生活支援事業総事業費のおおよそ半分を占める事業であり、特に手厚い補助や個別給付化を求める声が市町からあがっている。

(3)共生社会の理念等を広く普及啓発するための事業の継続

- 厚生労働省の「共生社会に関する基本理念等普及啓発事業」により、全国各地で共生社会フォーラムを開催。(H30～R7年度にかけて全国32か所で開催・オンライン開催1回)
- 今後は、経済界への理念普及やリーダー養成に重点的に取り組む。
- 共生社会の理念浸透に向け、事業の継続・充実が必要。(27道府県で実施)
- 厚生労働省の「令和7年度共生社会に関する基本理念等の普及啓発に関する調査研究」に滋賀県も参画

担当：健康医療福祉部障害福祉課
 (1) 事業所指導・人材確保係
 TEL 077-528-3544
 (2)、(3) 企画・共生推進係
 TEL 077-528-3542



医療機関への支援について

- 近年の物価高騰等の影響を踏まえ、診療報酬を大幅に改定いただいたところであるが、今後も医療機関は、国際情勢の影響等、予測できない急激な変化に直面することも想定されるため、機動的な財政支援等により、安定的な医療提供体制を維持していくことが急務

【提案・要望先】厚生労働省

1. 提案・要望内容

物価高騰等に対応した診療報酬の改定や財政支援の実施

- 現場の実情を踏まえ診療報酬を改定いただいたところであるが、改定後も物価高騰等により経営状況に影響を及ぼす場合には、必要に応じて診療報酬の適時の見直しを検討するとともに、機動的な財政支援を講じること。
- また、今後さらに国際情勢が悪化し、必要な資材や燃料の供給に大きな影響が生じた場合には、安定的な確保に向けた対応を行うこと。

2. 提案・要望の理由

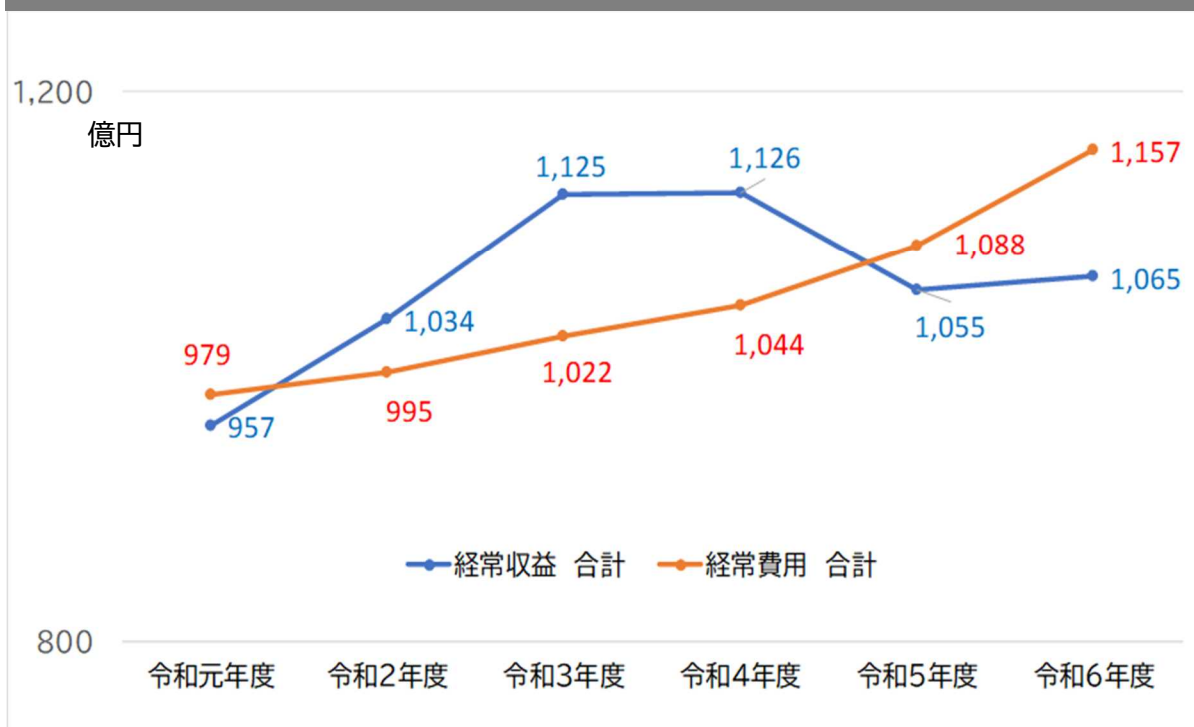
- 近年の物価や人件費の高騰、エネルギー価格の上昇は、医療機関の経営に大きな影響を及ぼしている。
- こうした状況も踏まえ、令和8年度に診療報酬を改定されることとされており、令和7年度補正予算では医療機関における賃上げ・物価上昇に対する支援もいただいているところ。
- しかしながら、昨今の中東情勢の緊迫化により、県内の医療機関からは重油や診療材料が入手困難になっているとの声や今後の高騰を懸念する声が多数届いているところ。
- 診療報酬を基本に経営する医療機関は、物価高騰等の影響を価格転嫁することが困難である。診療報酬改定後も物価高騰等の影響により経営状況に影響を及ぼす場合には、適時適切に診療報酬改定を行う仕組みや、機動的な財政支援の検討を求めるもの。

(本県の取組状況と課題)

県内の公立病院の経営状況

- 県内の公立病院では、経常収益はコロナ禍前の水準まで回復しているものの、経常費用は物価高騰等の影響により年々増加しており、**経常赤字が拡大している。**

滋賀県内の公立病院の経常収益・経常費用の推移



中東情勢の緊迫化に伴う県内病院への影響

- 令和8年4月9日、県内 57 病院に対して、重油の枯渇状況等について照会したところ、48 病院から回答があり、結果は以下のとおりであった。

- ・今後も緊迫した情勢が続くようであれば、**重油の価格高騰や在庫枯渇の懸念がある。**
- ・枯渇した場合、患者受入や手術の停止、空調停止のほか、入浴・清拭・食事提供が困難になる可能性がある。また、**災害時には電力供給不足により医療提供が困難になる。**
- ・**手袋などのプラスチック製品が手に入りにくくなっている(納期遅延、発注制限)**
- ・手袋、ペーパータオル、歯ブラシ等、従来使用していた医療資材が入手困難になり、納入業者から代替品へ振替える案内があった。

担当：病院事業庁 経営管理課 経営改革推進室
TEL：077-582-5852

健康医療福祉部 医療政策課
077-528-3611



彦根城の世界遺産登録実現に向けた取組への支援

- ▶ 彦根城の世界遺産登録を早期に実現することで、日本の城の新たな価値・魅力を国内はもとより世界に向けて広く発信する
- ▶ 彦根城の新たな価値・魅力の県内外での共有を進めるとともに、保存管理体制の強化などを進めることで、世界遺産にふさわしい地域づくりを進める

【提案・要望先】文部科学省、文化庁

1. 提案・要望内容

彦根城の世界遺産登録に向けての一層の支援

- 彦根城の世界遺産登録の早期実現に向けて、推薦書（暫定版・完成版）の作成に向けた技術的支援（助言）の継続
- ユネスコ諮問機関イコモスの現地調査への準備や適切な情報の共有、彦根城の価値についての国際的な情報発信など、国と県の連携の一層の強化と、国としての彦根城の世界遺産登録の着実な推進

2. 提案・要望の理由

- 彦根城の価値・魅力は彦根城固有のものではなく、日本の城に共通するものであり、彦根城世界遺産登録推進の取組は、国全体の文化の発信に貢献。
- 国において、登録に向けた支援・推進の更なる強化を要望。



<これまでの経過>

- 彦根城は、日本が世界遺産条約に批准した平成4年に世界遺産暫定一覧表に記載されて以降、すでに30年が経過。
- 令和5年には、文化庁と協議を重ね「事前評価申請書」を作成し、令和5年9月に国からユネスコに提出。令和6年10月にその評価結果が出され、彦根城が表す、江戸時代の「大名統治システム」に顕著な普遍的価値の可能性があるとの評価。
- 一方で、令和7年8月には、国の文化審議会から「説明の充実に向けて引き続き取組が必要である」との結果とともに、改善すべき課題について意見をいただいた。
- その後は、事前評価および文化審議会の結果等に対応した推薦書（案）の作成など、彦根城の世界遺産登録を確実にするため、文化庁と協議を行いながら取組を推進しており、国内推薦候補として令和8年度早期に選定されることを目指しているところ。

(本県の取組状況)

① 滋賀県と彦根市の取組

- 彦根城は、平成4年に、姫路城や法隆寺など12資産とともに、世界遺産暫定一覧表に記載された。
- 令和元年度に、滋賀県と彦根市で協定書を締結し、令和2年度から滋賀県と彦根市で、作業母体として彦根城世界遺産登録推進協議会を設立し、推薦書（素案）の作成・改訂に取り組んでいる。
- 令和3年度には、課題であった国際会議を開催し、国際的な評価を確認した。また、県内全域の経済・観光団体による応援組織「世界遺産でつながるまちづくりコンソーシアム」を設立された。



- この外にも、市民や企業等で構成される「彦根城世界遺産登録意見交換・応援1000人委員会」など複数の地元団体が主体となって、それぞれの立場で機運醸成の取組や世界遺産を生かしたまちづくり活動を継続・発展させている。
- 令和5年7月に、国の文化審議会から彦根城は事前評価制度を活用することが有効との意見を示された。これに従い、国とともに事前評価申請書を作成し、令和5年9月に国からユネスコに申請書を提出。
 - 令和6年10月に事前評価の結果を受理。以後、事前評価の結果に対応した推薦書（案）の作成を県・市で進め、現在、文化審議会からの意見を踏まえ、説明内容の充実に向けて文化庁と協議を進めており、今後、国の文化審議会の審議を受け、令和8年度に国内推薦の答申を得、令和10年の登録を目指す。

② 彦根城の顕著な普遍的価値

- 彦根城は、世界的にも注目される250年以上の安定を形成、維持した江戸時代における大名統治の在り方を、その特徴的な城の全体構造によって示す地方統治拠点の典型・代表例として世界的な価値がある。

③ 最短での登録実現までのスケジュール

- 令和6年度 事前評価結果の受理
- 令和7年度 文化審議会が国内推薦を見送り
- 令和8年度 国内推薦の決定を経て、ユネスコへ推薦書を提出
- 令和9年度 イコモスの現地調査
- 令和10年度 イコモスの勧告を経て、ユネスコ世界遺産委員会にて、彦根城の世界遺産登録が決定

担当：文化スポーツ部 文化財保護課
彦根城世界遺産登録推進室
TEL：077-528-4682



デジタル社会の実現に向けた取組の一層の推進

- ▶ 新たな価値創造や地域課題の解決に向けたDXの取組を通じ、人が人らしく生活し続けられるデジタル社会を実現し、「未来へと幸せが続く滋賀」をつくっていく

【提案・要望先】総務省、デジタル庁

1. 提案・要望内容

システム標準化・共通化に対する円滑な移行支援と財政措置の充実

- 過度な価格高騰を抑止・是正する実効性ある仕組みの構築
- 移行後の運用経費にかかる財政措置の継続・充実
- 標準化対象 20 業務以外の関連システムを含めた包括的な財政措置の拡大

2. 提案・要望の理由

システム標準化・共通化に対する円滑な移行支援と財政措置の充実

- 地方公共団体の基幹システムの標準化は、複数の事業者による競争環境を確保し、日本の官民のシステム調達における課題であるベンダーロックインを解決するためのものと認識している。
- ベンダーロックインの回避には、システムの標準化と並行して、ベンダーが適正な費用を示すと同時に、発注元である地方公共団体がその費用の妥当性を判断できることが不可欠である。
- 国から、ベンダーへの適切な指導と、地方公共団体への技術的な支援の両面を実施し、過度な価格高騰を抑止・是正する実効性ある仕組みを構築していただきたい。
- デジタル基盤改革支援補助金については上限額を拡充いただいたが、市町においては、その後も、上限額と実勢価格との間に乖離が生じ、多額の負担が発生するのではないかと不安が強いので、実質的な地方負担が生じないよう財政支援を徹底いただきたい。
- 移行後の運用経費の増加分に対しては、令和 8 年度に新たな補助金が創設※されたことに感謝申し上げます。令和 9 年度以降も同様の支援を継続していただきたい。※地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金
- さらには、標準化対象業務に付随する「関連システム(自治体独自の施策に関連するシステム等)」の改修コストも多大であり、移行期間中の制度改正等への対応と併せ、これらの経費についても運用経費の一部とみなして補助対象とするなど、包括的な財政措置を講じていただきたい。

(本県の取組状況と課題)

1. 取組状況

- 県内市町の進捗管理と支援：
本県においては、システム標準化・共通化への円滑な移行を目指し、「県・市町情報システム標準化連絡調整会議」等を通じて、各市町の進捗管理や課題共有を緊密に行っている。
- 共同利用の推進：
基幹業務システムについては、複数自治体での共同利用を検討・推進しており、運用効率の向上とコスト抑制に向けた先駆的な取組を展開している。

共同利用グループ	団体名	令和7年度における システム標準化移行見込み (×：特定移行支援システムの見込み数 /全対象システム数)
彦根市および高島市基幹業務系 クラウドサービス共同利用業務（2市）	彦根市・高島市	○令和7年度移行完了見込み
長浜市及び東近江市情報 システム共同利用協議会（2市）	長浜市・東近江市	○令和7年度移行完了見込み
単独クラウド（中核市）	大津市	×10/21システム
おうみ自治体クラウド協議会（8市）	近江八幡市・草津市・守山市・ 栗東市・甲賀市・野洲市・ 湖南市・米原市	×16/21システム
滋賀県6町行政情報システムクラウド 共同利用事業推進協議会（6町）	日野町・竜王町・愛荘町・豊郷町 甲良町・多賀町	×16/19システム ×05/19システム

2. 課題

- バンダー提案価格の不透明性：標準化移行にあたり、既存バンダーから「標準仕様への対応」を理由に、当初想定を大幅に上回る改修費用が提示される事例が県内でも報告されている。自治体側には積算の妥当性を評価する基準がなく、価格交渉が極めて困難な状況にある。

バンダーによる費用提示の例

【県内ある町に対する見積の例】

基幹業務（標準化対象業務）

システム移行に伴うデータ抽出対応業務

1式 65,000,000円（概数・税込み）

（備考：移行データの提供回数は3回。

移行先バンダーとの打ち合わせ・データ検証に関する資料作成は含まず。）

- 実勢価格と補助上限の乖離：国の補助金上限額の拡充後も、物価高騰や技術者不足に伴う人件費上昇により、実際の見積額が補助上限を大きく超過するケースが生じ、市町の大きな負担となっている。
- 関連システムの付随コスト：標準化対象の20業務以外でも、自治体独自の施策に関連するシステム等において、データ連携のための改修が連鎖的に発生している。これらの費用は現行の補助対象外であり、市町の財政を圧迫する主要因となっている。

担当：総合企画部DX推進課
地域DX連携推進室
TEL 077-528-3382

4. 「安全・安心」な社会づくり



原子力災害への実効性ある多重防護体制の構築

- 本県は複数の原子力発電所のUPZを抱え、原子力発電所から最短で約13km
万一の原子力発電所の事故に備え、実効性ある多重防護体制の構築が不可欠

【提案・要望先】内閣府、経済産業省、原子力規制委員会

1. 提案・要望内容

(1) 屋内退避の実効性向上

- 屋内退避の長期化に備え、一週間分の公的備蓄への支援および退避場所の確保
- 屋内退避中の住民生活を支えるための民間事業者との連携体制の構築支援

(2) 広域的な避難の実効性向上

- 国による美浜・高島道路の避難道路としての機能確保および周辺整備の実施
- 県境をまたぐ避難を想定した避難経路確保のための適切な道路整備支援

2. 提案・要望の理由

(1) 屋内退避の実効性向上

ア 原子力災害対策指針が改正され、屋内退避の継続期間が示されたことによりその長期化に備えた必要経費も、避難と同様に住民の安全確保のための施策であることから、次のとおり、国が負担するべきもの。

- 屋内退避の長期化に備え、住民の生活を維持するため UPZ 全域で一週間分の生活物資を国費で備蓄すべきであり、特に、複合災害時に孤立のおそれがある地域では、指定避難所がない場合、集会所への配備が必要。
- 複合災害時でも屋内退避ができる住環境確保のために求められる 自宅の耐震性向上を支援するための制度が必要。

イ 屋内退避中の住民生活維持と応急対策に不可欠な、生活物資の輸送や建設等の民間事業者が屋内退避指示地域で安全に活動するための行動基準の提示が必要。

(2) 広域的な避難の実効性向上

ア 国が整備を表明した美浜・高島道路は、立地県民の避難道路として 円滑な避難を可能とする規格と避難退域時検査など避難に必要な対応がとれる設備が必要。

イ 国道303号は本県住民のみならず、美浜・高島道路完成後は 立地県住民の避難道路となり、避難の実効性確保のためには、立地地域と同等の支援措置が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 屋内退避の実効性向上

【取組状況】

- ・大阪・関西万博の備蓄品を活用し、複合災害時に孤立が想定される集落の集会所に食糧および簡易トイレ等を配備
- ・国の経済対策にかかる補正予算と歩調を合わせ、孤立が想定される地域の指定避難所におむつやトイレトーパー等¹を令和8年度配備予定
- ・防災業務関係者研修や住民避難訓練を通じ、民間事業者と一体となった災害対応体制を構築

【課題】

- ・本県はUPZに山間部が多いことから、地震や豪雨による避難路の寸断等が危惧される。
- ・指定避難所への物資備蓄だけでは、孤立が想定される集落に物資が行きわたらないため、集落ごとでの備蓄が必要。
- ・屋内退避中の住民生活の維持のためには、屋内退避期間中にも民間事業者の活動継続が求められるが、屋内退避指示下における企業活動に慎重な姿勢がみられる。

(2) 広域的な避難の実効性向上

【取組状況】

- ・広域避難先自治体と連携した原子力防災訓練の実施

【課題】

- ・美浜・高島道路からの避難者と本県避難者の円滑な避難を可能とする道路整備や、避難者の汚染に対する本県住民の不安への対応が必要。
- ・「今後の原子力政策の方向性と行動指針」に掲げる防災体制の拡充として、立地県民の利用も想定した避難路の整備が必要。

防災業務関係者研修



原子力防災訓練



民間船舶を利用した湖上輸送

美浜・高島道路供用開始後 想定避難ルート



担当：知事公室 防災危機管理局 原子力防災室
TEL：077-528-3445



陸上自衛隊今津駐屯地の体制強化

▶ 地域の安全・安心の基盤を強化する

【提案・要望先】防衛省

1. 提案・要望内容

今津駐屯地の主要部隊等の体制強化

- 各種事態への対応、原子力災害等発生時の出動など地域の安全・安心の確保および地域の活性化のため、中部方面隊内からの再配置を含め、今津駐屯地の主要部隊（偵察戦闘大隊、情報収集隊）等の体制強化

2. 提案・要望の理由

- 今津駐屯地は、「防衛計画の大綱」（平成30年12月）等に基づき、令和5年度主力部隊である第10戦車大隊が廃止され規模を縮減。
- このような中、令和4年2月ロシアはウクライナ侵略を開始、稼働中の原子力発電所を武力攻撃。若狭地域に原子力発電所が多数立地しており、原子力災害の備えを今後とも一層強化すべき状況。
北朝鮮は、ロシアとともにウクライナに参戦したほか、短距離弾道ミサイルなどの発射を繰り返しており、従前よりも一層重大かつ差し迫った脅威は現に存在。
- 一方、「国家安全保障戦略」（令和4年12月16日）では、原子力発電所等の安全確保対策について対処能力の向上を図ることが明記。
検討に際して、若狭地域などの日本海沿岸部、さらには京阪神の都市部に対しても有利な地理的環境にあり、情報収集等の即応部隊を有する今津駐屯地を充実すべき。
また、中部方面隊最大の饗庭野演習場に隣接し、訓練等利便性も高いと推測。
- 今後の各種事態への対応、原子力災害等発生時の出動など、地域の安全・安心の確保、ひいては地域経済や地域コミュニティの活性化のため、今津駐屯地の主要部隊等の体制強化が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 今津駐屯地との緊密な連携

○ 各種事態、災害等への対応力の強化

- ・ 今津駐屯地司令等との意見交換
- ・ 滋賀県原子力防災訓練
- ・ 滋賀県国民保護図上訓練
- ・ 滋賀県総合防災訓練
- ・ 南海レスキュー2025



今津駐屯地司令等との意見交換
(令和7年度)



孤立集落から
住民救出

滋賀県原子力防災訓練
(令和7年度)

○ 災害派遣 (近年の状況)

	災害派遣名
1	H25.5 行方不明人員捜索(赤坂山)
2	H25.9 高島市宮野地区での救助活動(台風18号)
3	R2.4~5 新型コロナウイルス感染症に係る輸送支援等



高島市宮野地区での救助活動



滋賀県総合防災訓練
(令和7年度)

(2) 県民の極めて高い関心を踏まえた要望活動

○ 滋賀県知事

「陸上自衛隊今津駐屯地の体制維持・強化を求める要望書」

- ・ 防衛大臣宛 (平成30年11月28日)
- ・ 防衛省宛 (令和3年6月3日、令和4年5月17日)

「陸上自衛隊今津駐屯地の体制強化を求める要望書」

- ・ 防衛省宛 (令和4年10月19日、令和5年6月7日、令和6年6月6日、令和7年5月21日)
- ・ 防衛大臣滋賀県庁来庁時に要請 (令和7年10月8日)

○ 滋賀県議会

「陸上自衛隊今津駐屯地の体制維持・強化を求める意見書」

- ・ 内閣総理大臣、防衛大臣宛 (平成30年8月9日)

(参考)



今津駐屯地の地理的環境



競技運営支援

国民スポーツ大会支援：高島市内
(令和7年度)

(3) 今津駐屯地の地域コミュニティへの深いかかわり

- ・ 滋賀県開催国民スポーツ大会支援 (支援競技：銃剣道)
- ・ 地域行事支援等民生支援活動 等



長浜曳山祭り支援
(令和7年度)

担当：知事公室防災危機管理局
TEL 077-528-3447



大規模災害に対する地域防災力の強化

- ▶ 南海トラフ巨大地震や琵琶湖西岸断層帯地震（長期評価Sランク）、気候変動による豪雨災害が懸念されるなか、大規模災害に対する地域防災力の強化が不可欠

【提案・要望先】内閣府

1. 提案・要望内容

(1) 防災対策強化のための財政支援の充実

- 避難所の環境改善の推進に向けた「地域未来交付金（地域防災緊急整備型）」の恒久化と支援の充実

2. 提案・要望の理由

- 災害大国である我が国は、阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、能登半島地震等の地震災害を経験。南海トラフ巨大地震といった国難級の災害の発生が切迫しているに加えて、気候変動による風水害も頻発化・激甚化している。
- 過去の大規模災害の教訓を踏まえ、被災者の健康被害や災害関連死を防ぐため、避難所の環境改善に取り組んでおり、「地域未来交付金（地域防災緊急整備型）」を活用し、TKB（トイレ・キッチン・ベッド）の備蓄や可搬型空調機器の整備を推進。（令和6，7年度補正予算分は満額配分の内示）
- 特に、南海トラフ巨大地震が発生した場合、太平洋沿岸県が重点的に応援を受けることが想定されるため、本県は市町と連携した備蓄の加速化が必要。
- 現在、防災対策に必要な資機材や備蓄品等の整備は、国経済対策の補正予算で対応しているため、計画的に避難所の環境改善を図るには、交付金の恒久化が不可欠。
- また、早期かつ集中的に避難所の環境改善を進めるため、上限額の緩和や自治体の負担割合の見直し、補助対象範囲の拡充など、支援の充実が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 防災対策強化のための財政支援の充実

【取組状況】

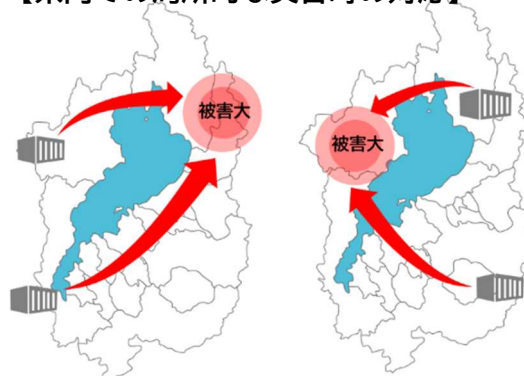


- 滋賀県防災対策の推進に関する条例 (R7.3月) を制定。総合的な防災対策を推進。
- 避難者数が最大となる地震の3日間後の避難者が必要とするTKBのうち、県は3分の1を備蓄目標として市町の備蓄を補完。
- TKB100人分を備蓄したコンテナを指定避難所等に設置し、直ちに供給する体制の整備を推進。被害が少ない地域のコンテナを被害が大きい地域に輸送可能。

【県と市町のTKB必要数と充足率】

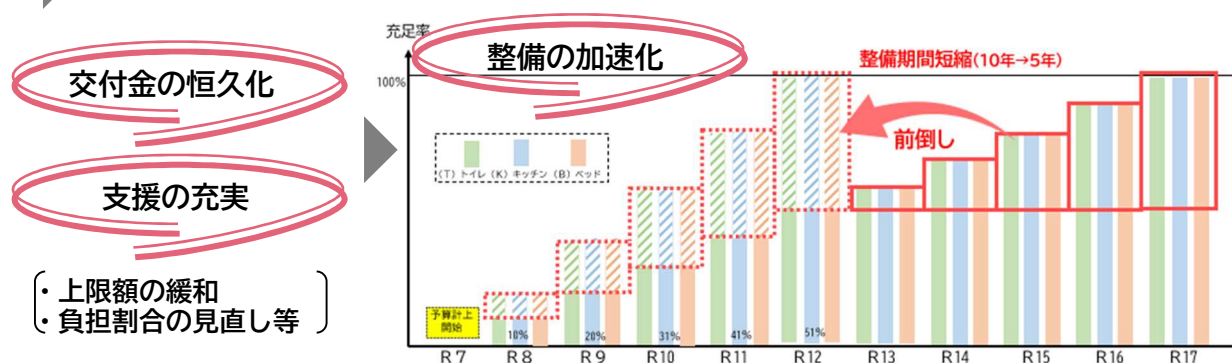
地震名	琵琶湖西岸断層帯地震	避難者数 (発災3日目)	99,795人
	備蓄数	必要数	充足率
T	213,067回	1,496,925回	14%
K	24台	998台	3%
B	2,017台	99,795台	3%

【県内での局所的な災害時の対応】



【課題】

- 現行の交付金の上限額で試算すると、完了までに10年 ⇒ 早期備蓄に期待
 ▶ 交付金の恒久化、上限額の緩和や自治体の負担割合の見直しなど支援の充実



- 健康被害や災害関連死を防ぐため、早期の避難所の環境改善が必要
 ⇒ 10万円未満の備品等の消耗品類 (例：使い捨て携帯トイレ、毛布、寝袋等)、
 工事が伴う設備等 (例：指定避難所となる県立学校体育館の空調設備) は対象外
 ▶ 補助対象範囲の拡充など支援の充実

担当：知事公室 防災危機管理局 防災対策室 災害対策係 TEL：077-528-3439



犯罪被害者等の支援

- 犯罪被害者等が置き去りにされることなく、一日も早く、再び平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援を推進する。

【提案要望先】 内閣府、警察庁

1. 提案・要望内容

(1) 犯罪被害者等支援の相談支援記録システムの構築

- 犯罪被害者等からの相談支援内容を記録する全国統一のシステムを構築すること。

(2) 「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」の必要額の確保と拡充

- ”性暴力被害者のためのワンストップ支援センター”の安定的な運営および、新たな課題に対応するための交付対象事業の拡充。

2. 提案・要望の理由

(1) 犯罪被害者等支援の相談支援記録システムの構築

- 令和6年7月、警察庁より「地方における途切れない支援体制の強化」が通知され、「多機関ワンストップサービス」の体制を構築したところである。さらに、被害者が居住地にかかわらず支援を継続して受けられるためには、全国統一の相談支援記録システムを構築する必要がある。
- このシステムにより、全国で支援内容や経過を共有できる仕組みが整い、被害者は一定水準の支援を途切れることなく受けられる環境が整備される。また、居住地が変わっても過去の支援経過を踏まえた適切な支援の提供や負担軽減が期待できる。さらに、収集したデータの集計・分析を通じて、実態に即した効果的な施策の立案にも活用できる。

(2) 「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」の必要額の確保と充実

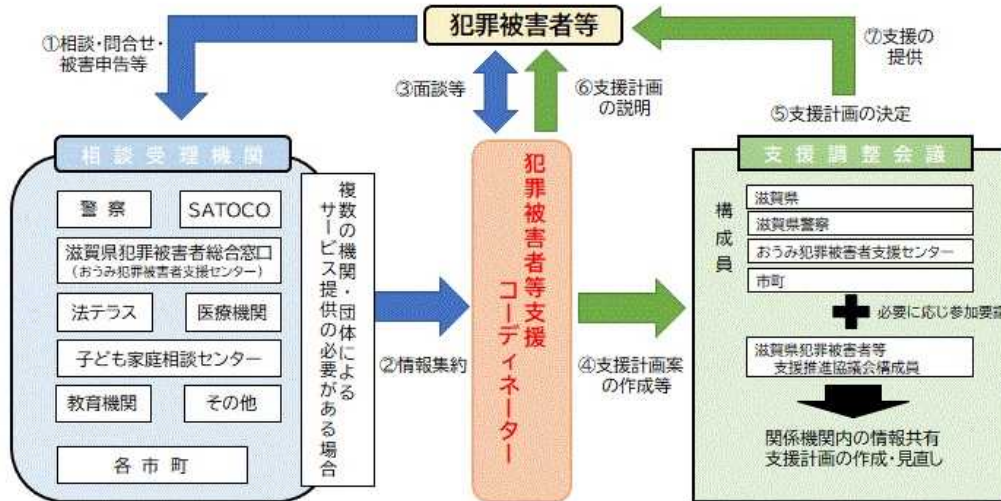
- 相談支援件数が年々増加しており、それに伴い相談支援従事者の負担も増大している。安定した運営を続けていくには、財政支援制度の継続と必要額の確保が不可欠。
- 近年、生成AIによるフェイク画像の作成・拡散など、デジタル・ネット上の性的被害が急増し、深刻な社会課題となっている。内閣府では、AV出演被害者への法的支援に係る弁護士報酬等を支援する「AV出演被害防止・救済に係る法的支援事業」（交付率 10/10）を実施しているが、これらの被害も本人の意思に反して性的画像等が作成・拡散される点で共通することから、同事業の対象に含め、被害者が適切な法的支援を受けられる環境の整備を要望する。

(本県の取組状況と課題)

(1) 犯罪被害者等支援の相談支援記録システムの構築

- 多機関ワンストップサービスの体制の構築については、「滋賀県犯罪被害者等支援推進協議会」(69 機関・団体)を活用。

滋賀県多機関ワンストップサービス体制(概要)



- 犯罪被害者総合窓口は(公社)おうみ犯罪被害者支援センターに委託。委託内容には「支援調整会議」を運営するコーディネーターの業務も含まれる。

(2) 「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」の必要額の確保と拡充

性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖 SATOCO(サトコ)



- 「性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖」(通称SATOCO)は、24時間365日、10名の専門看護師(SANE)が対応。

- SATOCOの令和7年度の相談支援件数は3,110件。過去10年間で約4倍も増加し、被害者の低年齢化や被害の深刻化も進んでいる。

- 相談から診察治療、心のケア、生活支援に至るまで、被害者の立場に立った途切れのないきめ細やかな支援を行っている。

- また、デジタル・ネット上の被害が増加し、県内でも学校現場で生成AIによる画像が作成され流行していることから、今後、被害に発展しかねない状況である。

担当：総合企画部県民活動生活課
消費生活・安全なまちづくり係
TEL 077-528-3414

強靱で持続可能な上下水道システムの構築に向けた取組

- 老朽化対策をはじめ、琵琶湖保全再生法に基づく琵琶湖の水質保全、防災・減災に対する備えを進めるとともに、脱炭素・循環型社会に貢献するための下水道資源の有効活用を進め、強靱で持続可能な上下水道システムを構築する。

1. 提案・要望内容

【提案・要望先】財務省、国土交通省

(1) 老朽化対策をはじめとした令和の国土強靱化対策の取組支援

- 第1次国土強靱化実施中期計画の施策を推進するための予算の確保
- 最新技術を活用した効率的な点検技術の開発・普及

(2) 持続性向上のための広域化・共同化の取組支援

- 農業集落排水施設の統廃合等に伴う水処理施設の増設への予算支援
- 上下水道事業の効率化と経営安定化への技術的・財政的支援

(3) 脱炭素・循環型社会に資する汚泥処理の取組支援

2. 提案・要望の理由

(1) 老朽化対策をはじめとした令和の国土強靱化対策の取組支援

- 全国特別重点調査の結果に基づく管渠の対策や施設の老朽化が進む上下水道施設の対策が必要。また、今後のリダンダンシーの確保や耐震化など強靱化を進める必要があることから、物価高騰等も踏まえた予算の確保が必要。
- 分流式下水道の大口径管は常時大量の下水が流れており、点検実施が容易でなく、安全確保と効率的な点検技術の開発・普及の推進が必要。

(2) 持続性向上のための広域化・共同化の取組支援

- 汚水処理の広域化・共同化のために施設統廃合を進めているが、統合先の処理場の増設に多額の予算が必要。
- 県・市町・上下水道において共通する課題に対し、市町等も含めた経営のあり方の検討を進めるための技術的・財政的支援が必要。

(3) 脱炭素・循環型社会に資する汚泥処理の取組支援

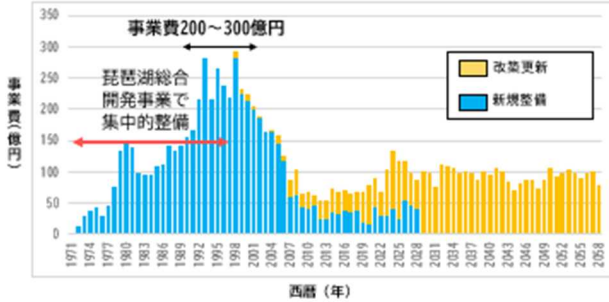
- 東北部浄化センターの次期汚泥処理方式については、用地の制約を踏まえ高効率の焼却炉を導入予定。燃焼灰については、下水汚泥の有効利用を計るため、肥料利用を検討していることから、技術的・財政的支援が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 老朽化対策をはじめとした令和の国土強靱化対策の取組支援

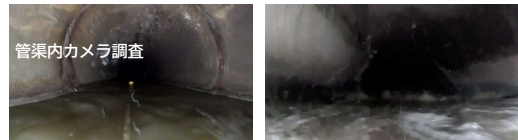
ストマネ計画に基づく改築更新

緊急対策や改築更新等で
事業費の確保が必要！



下水道施設の点検技術の開発

- ・地上巡視点検 (2か月に1回)
約 370 km (全路線)
- ・マンホール内点検 (年1回)
約 1,880 箇所
- ・管渠内目視点検 (全区間を概ね10年間で一巡)
年間約 40 km



※水量調整して調査しているものの、流量が多い箇所は詳細調査困難

(2) 持続性向上のための広域化・共同化の取組支援

持続性向上のための施設統廃合の取組

- ・農業集落排水施設接続を推進 (R8 8箇所予定)



事業の効率化・経営安定化

- ・令和7年6月に持続性向上のための県・市町の上下水道事業連携ワーキンググループを設置し、市町や水道事業との連携強化に向け、共同発注や合同訓練などとりまとめた具体的な取組の深化を図る。

- ・県は、令和8年4月から下水道行政・事業と水道行政部門を再編し、「上下水道課」を設置し、上下水道が直面する課題に一体的に対応。

(3) 脱炭素・循環型社会に資する汚泥処理の取組支援

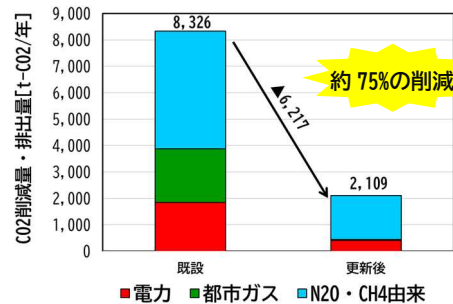
脱炭素・循環型社会に資する汚泥処理の取組

東北部浄化センター



既設施設概要
 ・ 供用開始 平成20年4月 (約15年経過)
 ・ 方式・能力 流動床式焼却炉 110 t/日 (長寿命化工事H30~R4年度)
 旋回流式溶融炉 7.68 t/日 (令和元年度末停止)

下水汚泥焼却炉更新事業における温室効果ガス削減効果



担当：琵琶湖環境部 上下水道課 / 上下水道政策室 TEL: 077-528-4211



水道施設の強靱化による水の安定供給への支援

- ▶ 大規模地震などの災害や施設の長寿命化への対策のために水道施設の強靱化を進め、良質な水の安定供給に取り組む。

【提案・要望先】財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

(1) 国土強靱化対策の更なる推進に向けた予算の確保

- 国土強靱化実施中期計画に基づく取組のより一層の推進
- 水道施設の強靱化の円滑な推進に向けた予算の確保

(2) 水道総合地震対策事業における交付対象事業の要件緩和

- 水道施設の強靱化を加速化させるための要件緩和

2. 提案・要望の理由

(1) 国土強靱化対策の更なる推進に向けた予算の確保

- 災害の激甚化・頻発化や水道管の経年化による漏水事故の増加傾向を踏まえ、国土強靱化実施中期計画に基づき、水道施設の強靱化の強力な推進が必要。
- 公共性、広域性の強い水道用水供給事業者の水道施設は、大規模かつ高度な機能を有しており、その強靱化には、多額の費用と長期的な計画が不可欠。
- 計画的に大規模な更新事業を実施するために、安定的な予算確保と当初予算枠の拡大が重要。

(2) 水道総合地震対策事業における交付対象事業の要件緩和

- 水道用水供給事業では、受水市町と綿密な調整の上、アセットマネジメント計画に基づき、事業量を平準化し、料金改定を行っており、年度事業量の極端な変更は、受水市町や水道用水供給事業者への経営面に大きく影響。
- 大規模かつ高度な機能を有する水道施設の短期での耐震化は、困難。
- 基幹管路の耐震適合率の上昇ポイントは、水道用水供給事業者の広域的に安定した水の供給を維持する上での影響を考慮し、実情に応じた要件緩和が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 国土強靱化対策の更なる推進に向けた予算の確保

◆国土強靱化実施中期計画目標

水道急所施設〔導水管・送水管〕の耐震化完了率
43%【R5】 → 59%【R12】 → **100%【R31】**
 → 管路更新率換算した場合の**目標ベース**
 $(100-43\%)=57\% \div 26 \text{年間} (R31-R5) = \underline{2.19\%}$



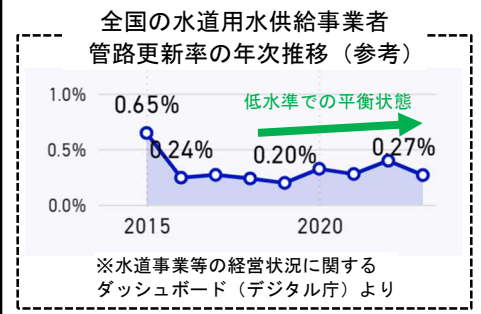
◆導水管・送水管の耐震適合率

→ **55.1%★** (滋賀県企業庁)
 → **43.5%** (水道用水供給事業者全国平均値)
 ※上下水道施設の耐震化状況の緊急点検結果(R5末)

◆管路更新率

→ **1.28%★** (滋賀県企業庁)
 → **0.27%** (水道用水供給事業者全国平均値)

○ 大規模災害への脆弱性、老朽化による漏水事故のリスクへの対応として、水道施設の更新・耐震化を積極的に進めた結果、導水管・送水管の**耐震適合率★**、**更新率★**は**全国平均以上**、一方で、**管路経年化率は全国高位**（全国平均の約2倍）の**66.7%**



○ 強靱なライフラインの構築に向けて、**水道料金の改定**（R9から使用料金を値上げ）や**アセットマネジメント計画の改訂**（物価高騰の反映・事業優先度の再評価）に取り組んでいるが、**国土強靱化実施中期計画目標に及ばないことからより一層の水道施設の耐震化・老朽化対策の加速化に向けた財政支援が必須。**

(2) 水道総合地震対策事業における交付対象事業の要件緩和

◆上昇ポイントの見直し、◆管路口径、送水量等を条件設定するなど要件緩和が必要

○ 公共性・広域性の強い水道用水供給事業者の基幹管路は、大口径であることから以下のとおり、短期耐震化は非常に困難。

●管路更新率	【水道事業者】0.61%	【水道用水供給事業者】 0.27%
●管路平均口径	【水道事業者】導水管 φ250 /送水管 φ250	
	【企業庁】 導水管 φ1100 /送水管 φ600	
●管路時間布設量	水道事業者に比べて、当庁の管路日当たり布設量は、約 1/3	
	【水道事業者平均口径 φ250】 65.9m/日	【企業庁平均口径 φ700】 22.7m/日

○ そのような中、「加速要件」では今後5年間で年換算 1.96 ポイント以上が求められており、多くの事業者が本事業を活用できない。また「今後5年間の耐震化率の上昇ポイント（年換算）が直近5年間の上昇ポイントの1.5倍を上回っていること」という要件は、これまでアセットマネジメント計画に基づき計画的、積極的に耐震化を行ってきた水道用水供給事業者ほど補助対象とならない。

担当： 企業庁経営課 計画管理室
 TEL 077-589-4585

防災・減災、国土強靱化の強力な推進

11 住み続けられる
まちづくりを



13 気候変動に
具体的な対策を



- 激甚化・頻発化する災害に屈しない強靱な県土づくりに向け、防災・減災、国土強靱化を一層推進し、県民の安全・安心な生活を確保する。

【提案・要望先】財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

- (1) 国土強靱化対策の更なる推進に向けた予算・財源の確保
- (2) 地方整備局等の体制の強化・充実

2. 提案・要望の理由

(1) 国土強靱化対策の更なる推進に向けた予算・財源の確保

- 自然災害の激甚化・頻発化、南海トラフ地震の発生等が危惧されており、継続的・安定的な対策を進めることが必要。
- 本県においても、防災・減災、国土強靱化のため、3か年緊急対策、5か年加速化対策を重点的・集中的に進め、取組の効果が発現しているが、道半ば。
- 「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、老朽化対策を含む国土強靱化の取組を切れ目なく推進することが重要。
- 計画を着実に推進するため、近年の資材価格や人件費の上昇などの影響を踏まえ、必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保することが必要。

(2) 地方整備局等の体制の強化・充実

- 大規模広域災害時にも被災自治体のニーズに対応できるよう、TEC-FORCE を含めた地方整備局などの体制の強化や必要となる資機材の更なる充実が必要。

(本県の取組状況と課題)

取組状況

事例：道路整備 国道421号の早期供用！

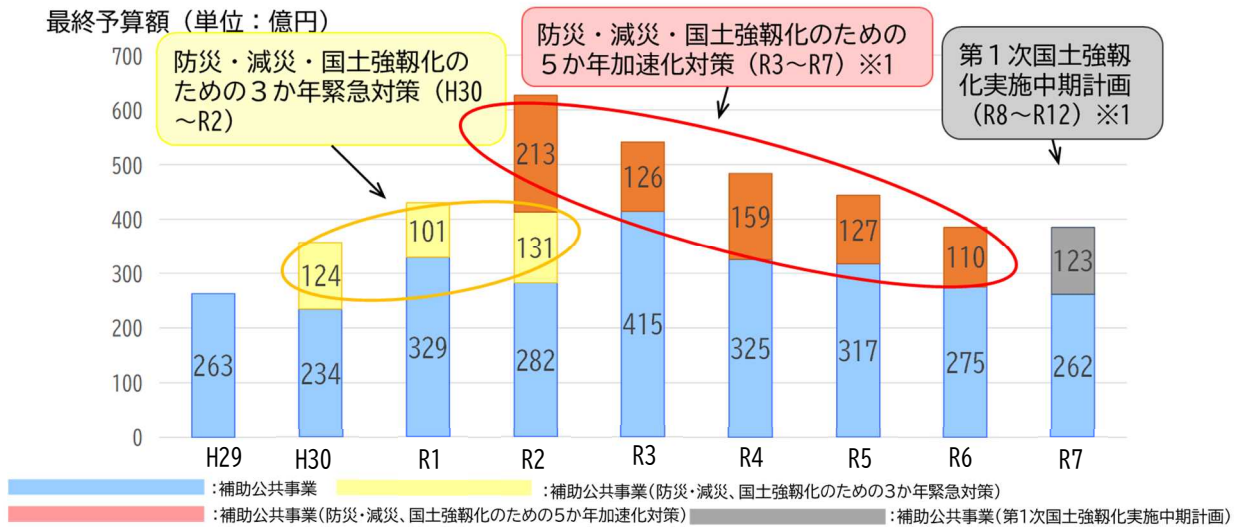


国土強靱化予算の活用により、**橋梁工事を前倒し**で施工し、供用についても2年前倒し

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
橋梁下部工事										
橋梁上部工事										
舗装工事 交通安全対策等										

2年前倒し

公共事業予算額（補助事業）の推移【県土整備部所管事業】



※1 R3～R8年度予算は、それぞれ前年度の県の補正予算で措置

- ◆ 3か年緊急対策・5か年加速化対策により国土強靱化の取組が進み、着実に効果が発現【国土強靱化対策として、H30～R6の7年間で、1,091億円を執行】
- ◆ 激甚化・頻発化する大規模自然災害へ備え、人流・物流の円滑な移動を確保するためには、強靱で信頼性の高い道路ネットワークの構築が必要
- ◆ 気候変動に伴う水害リスクの増大を踏まえ、ハード・ソフト一体となった流域治水対策の推進が必要

担当：県土整備部 技術管理課 TEL 077-528-4118